

パーム油バイオマス発電所の悪臭・騒音問題に対策を

講じることを求める請願書

1. 請願の目的

近隣住民の健全な暮らしに被害をもたらしているパーム油バイオマス発電所から発せられる悪臭と騒音に対し、住民の安寧な生活を守るべき責務のある地方自治体が積極的な対策を早急に講じて頂く事を切に求めるものです。

2. 請願理由

2017年6月21日に発電事業者と地元自治会にて協定書を交わし、稼働が始まると近接住宅地には24時間、昼夜を問わず、重低音が響き渡り、実地測定では非常に高い騒音値であることがわかりました。臭気については、油が焦げたような耐え難い匂いを周辺に漂わせています。

当初、近隣住民には迷惑を掛けない姿勢で進めると説明がありましたが測定値が国や京都府の基準値以下である事を主張され、2年間、具体的な効果を感じられる改善には至っていません。

行政は発電事業者に対して、騒音、悪臭について改善を行なう様求めて来た訳ですが、対策を施した内容が不明確であり、また効果も数値で確認出来ていません。

その間、住民の中には、睡眠不足、頭痛、吐き気、嘔吐等による精神的苦痛が生じ精神不安定等の健康被害が出ています。またイライラによるストレスから家族間のもめ事も増え、ここにはもう住めないと転居を考える人もいますし、新しくこの地域に住もうとする人もいなくなり、町自体が崩壊していくことも心配しています。

私達、地域住民が発電事業者に要望している具体的事項は以下の通りです。協定書第1条 近隣住民の健全で快適な環境の保全に努めるとあり、真下に住んでおられる人々も含めて健全で穏やかな生活環境に戻して頂きたく以下の件を要望します。

- (1) 騒音対策 建物から漏れ出ている騒音を大幅に低減させる為の対策を行う。
- (2) 低周波音 発電所から発生しているエンジン音による睡眠妨害対策の早急な実施。
- (3) 臭気対策 問題にならないレベルまで改善を行う。
(協定書 第8条)
行政が定期的な臭気測定を行うことにより、住民の健康と安心を守る。
- (4) 煤煙測定 通常稼働条件下での煤煙測定を実施し結果の公表。
(通常稼働条件とは 2台稼働 発電量 1760kwh)

上記要望事項について、事業者と行政に再三に渡り要望して参りましたが具体的な対策も対応スケジュールも明確にならない状況が続いており、地域住民は長期間の苦痛の連続で限界に達しています。環境基準に適合、不適合と
はかかわらず、地域住民が安心して健康で穏やかな生活を送れるよう、居住者
がどのような現状におかれているかの实地踏査で実態を肌で感じて頂くとともに、居住者の苦悩の声に耳を傾けていただき、現地の生活者の立場に立って、
悪臭・騒音の対策とその実施計画を、早急に行政側から事業者に指導していただくことを求め、市議会にお願いいたします。

令和元年 9月11日

福知山市議会議長 芦田 眞弘 様

請願者 土師新町東区自治会長